続する組合（以下「吸収合併存続組合」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）により、吸収合併存続組合が承継する財産をいう。以下同じ。）の全部について、当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合　次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　吸収合併消滅組合から承継した資産、負債及び純資産の額並びにこれらの主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨

ニ　（略）

（削る。）

（削る。）

二　当事業年度において、吸収合併対象財産の全部について、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合　次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　吸収合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにこれらの主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨並びに当該吸収合併について吸収合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併と判定した理由

ホ・ヘ　（略）

（削る。）

（削る。）

（略）

2　（注記表に関する特例）

第百四十九条　次の各号のいずれにも該当しない組合の注記表については、第百三十八条各号に掲げる項目のうち、同条第一号、第五号、第八号（第百四十三条第一項第二号に掲げる事項に限る。）、第九号、第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

一　（略）

二　会計監査人設置組合（法第四十一条の二第三項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する会計監査人設置組合をいう。以下同じ。）

三　（略）

（組合の事業活動の概況に関する事項）

第百五十三条　前条第一号に規定する「組合の事業活動の概況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、主要な事業別に区分された事項）とする。

一・二　（略）

三　当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）

イ　増資の受入れ及び資金の借入れその他の資金調達（信用事業実施組合又は共済事業実施組合については、貯金若しくは定期積金又は共済掛金として受け入れたものを除く。）

ロ～ホ　（略）

四～六　（略）

続する組合（以下「吸収合併存続組合」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）により、吸収合併存続組合が承継する財産をいう。以下同じ。）の全部について、当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合　次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　吸収合併消滅組合から承継した資産、負債、純資産の額及び主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨

ニ　（略）

ホ　決算書類に含まれる吸収合併消滅組合の業績の期間

ヘ　当該吸収合併に要した支出額及びその科目名

二　当事業年度において、吸収合併対象財産の全部について、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合　次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　吸収合併日に受け入れた資産、引き受けた負債の額、その主な内訳及びこれらについて時価で評価している旨並びに当該吸収合併について吸収合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併と判定した理由

ホ・ヘ　（略）

ト　決算書類に含まれる吸収合併消滅組合の業績の期間

チ　吸収合併消滅組合の取得原価及びその内訳

2　（注記表に関する特例）

第百四十九条　次の各号のいずれにも該当しない組合の注記表については、第百三十八条各号に掲げる項目のうち、同条第一号、第五号、第八号（第百四十三条第一項第二号に掲げる事項に限る。）、第九号、第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

一　（略）

二　法第四十一条の三（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により特定組合（法第四十一条の二第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定組合をいう。以下同じ。）とみなされる組合

三　（略）

（組合の事業活動の概況に関する事項）

第百五十三条　前条第一号に規定する「組合の事業活動の概況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、主要な事業別に区分された事項）とする。

一・二　（略）

三　当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）

イ　増資、回転出資金の受入れ及び資金の借入れその他の資金調達（信用事業実施組合又は共済事業実施組合については、貯金若しくは定期積金又は共済掛金として受け入れたものを除く。）

ロ～ホ　（略）

四～六　（略）